

令和5年度第1回村上市障がい者計画等審議会_議事録

日時：令和5年8月28日（月）午前10時

場所：村上市役所 5階 第5会議室

○参加審議会委員 出席者

村上市身体障害者団体連合会 副会長 遠山 善市
村上市手をつなぐ育成会 会長 佐野 一彦
村上市精神障がい者家族会 会長 渡辺 啓介
学校法人新潟総合学園新潟医療福祉大学 教授 青木 茂
村上市民生委員児童委員協議会連合会 副会長 佐藤 竹四
社会福祉法人村上岩船福祉会 障害者支援施設浦田の里施設長 柳沼 俊宏
村上市社会福祉協議会 朝日地区ボランティア連絡協議会会長 富樫 忠彦
村上商工会議所 専務理事 高橋 淳一
村上市特別支援学校 校長 大谷 誠
村上公共職業安定所 所長 小林 康夫
村上地域振興局健康福祉部 地域保健課課長代理 寺澤 恵
村上特別支援学校PTA 本間 由美子
児童発達支援センター 法人代表理事相談支援専門員 齋藤 武

○参加審議会委員 欠席者

一般社団法人村上市岩船郡医師会 村上はまなす病院院長 須貝 拓朗

○村上市 出席者

村上市長 高橋 邦芳
福祉課福祉課長 太田
福祉課福祉政策室室長 石田
福祉課福祉政策室副参事 鈴木
福祉課福祉政策室主査 高橋
福祉課障がい者基幹相談支援センター係長 田巻

○会議次第

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委嘱状交付
4. 委員自己紹介及び職員紹介
5. 会長及び副会長の専任
6. 会長及び副会長の挨拶
7. 諮問書の提出
(休 憩)
8. 議事
 - (1) 計画策定の概要及びスケジュール
 - (2) 「福祉に関するアンケート調査」の実施について
9. その他
10. 閉会

1. 開会

事務局石田：皆さまおはようございます。定刻になりましたので、ただ今から令和5年度第1回村上市障がい者計画等審議会を開会いたします。

私、福祉課福祉政策室長の石田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日、皆さまにおかれましては、ご多用中にも関わらずご出席いただき誠にありがとうございます。

また、村上市障がい者計画等審議会委員をご快諾いただき厚く御礼申し上げます。

本日は、第1回目の会議ですので、会議次第の日程7「諮問書の提出」まで、事務局で進行させていただきたいと思ひます。

ここで欠席連絡をいたします。ご欠席は、名簿9番の須貝委員です。あらかじめ欠席の連絡をいただいております。

2. 市長挨拶

事務局石田：次に日程2市長挨拶。市長から、ご挨拶をお願いします。

高橋市長：改めまして皆さまおはようございます。第4次村上市障がい者計画の策定におかれまして、皆様方に委員をお願いするわけでございます、何卒よろしくお願ひ致します。ご承知のとおり、現在人口減少また高齢化が進む中で市政運営を進めているわけでありすけども、その中で福祉の分野で障がいのある方への策として、第3次総合計画の中で、「あふれる笑顔のまち」これを実現しようと目指しております。すべての人が共生して生きていける、誇りをもって生きていける、そういったところを目指しております。そのために障がい者計画は非常に重要な計画という位置付けをしております。第3次総合計画の中でも、障がいのあるの方が安心して自分らしく暮らせるまちづくり、これをしっかり実現していこうということで施策の大きな柱として立て付けをさせていただいております。そんな中で現在第3次の障がい者計画が動いておりますが、令和6年度から第4次となります。これまでですねそれを補完する形で、障がい福祉計画これが第6期、障がい児福祉計画これが第2期ということになります。この計画期間を第4次の障がい者計画の中に併せ持つことによってより効果的に計画遂行に向かっていけるのではないかとこの立て付けで計画を立案させていただくこととなります。総合計画は令和8年度が終期になるわけですが、障がい者計画につきましては、令和6年度から6年間やりますので令和11年度という形になりますけど、それぞれの計画自体がしっかりと機能する、きちんと障がいのある方々のところに必要のある政策を届けられるそういった計画に作り上げていきたいと思っております。我々がこの地域で進める障がい福祉計画の指針になるグランドデザインになるわけでありすので、そのところ皆様方から忌憚のない御力沿いを賜りますようお願いを申し上げます。

昨日、防災訓練を実施させていただきました。その中で昨年の水災害を踏ま

えて浸水被害を想定した訓練を実施したわけでありましたが、昨年の災害時でもありますね、支援を要する方々、そうした方々に対する非難行動をどのような形でフォローアップしていけばいいのか非常に大きな課題があったというところをえ方をしております。そうした有事の際の対応はもちろんですが、それと同時にそれよりも長い時間生活しなければいけない平時の時のそれぞれ障がいのある方々の生活を支えていく、とりわけ、若い世代の将来の人生設計をするにあたり希望が持てる、生活をしっかりとしていける環境づくりが非常に重要だと思っております。現在村上市では、連携をさせていただいている事業者の皆様と障がいのある方々でもしっかりと社会の中で自立して生活をしていく環境づくりをしていきたいという話しを進めさせていただいております。平時における生活を支える仕組みこれも重要であります。そういったことをいろんな形で広範囲に対応していかなければいけないこの大きな課題を克服するための計画となりますので、皆様方からそれぞれの立場、それぞれの知見を本市に御寄せいただきながら、より実効性のある本当に必要とされている方々に届く計画になるように努めていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

非常に暑い日が続いております、命にかかわるような危険な暑さとも言えるんじゃないかなと思っておりますが、皆様方もご自愛をいただきながらお過ごしいただきたいと思っております。本日は宜しくお願い致します。

事務局石田：ありがとうございます。

3. 委嘱状交付

事務局石田：次に日程3委嘱状の交付を行います。

市長から皆さまに委嘱状の交付をさせていただきますので、その場でお受け取りください。それでは市長よろしく申し上げます。

(委嘱状の交付)

なお、欠席委員には後日送付させていただきます。

4. 委員自己紹介及び職員紹介

事務局石田：次に日程4委員自己紹介及び職員の紹介です。

本日は、第1回目の会議でございますので、委員の皆様及び事務局職員、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。資料2枚目の委員名簿をご覧ください。名簿順に、遠山委員からお願いいたします。

遠山委員：おはようございます。村上市身体障害者団体連合会の副会長をやっております遠山です。神林地区の会長も兼ねてやっております。今後ともよろしく申し上げます。

佐野委員：おはようございます。村上市手をつなぐ育成会の会長を去年からさせていただいております、佐野一彦と申します。子供が障がいを持っておりますが、今37歳になろうとしているところで、元気にみどりの家に通っています。今日はこういうところでなかなか不勉強ですが、一生懸命勉強した

いと思います。よろしくお願ひします。

渡辺委員：村上市精神障がい者家族会の会長をしております、渡辺啓介と申します。私の前の会長の菅さんという人の後をついてきて不勉強で、皆さんに迷惑をかけないように頑張りますのでよろしくお願ひ致します。

青木委員：おはようございます。名簿4番目になりますが、新潟医療福祉大学で教授をしております、青木茂と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。

佐藤委員：おはようございます。村上市民生委員児童委員協議会連合会の副会長をしております、佐藤竹四と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

柳沼委員：おはようございます。社会福祉法人村上岩船福祉会障害者支援施設浦田の里で施設長をしております、柳沼と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

富樫委員：ごめんください。今年から朝日地区ボランティア連絡協議会の会長となりました、富樫忠彦と申します。よろしくお願ひいたします。私も障がい1級を持っています。持ってはいるんですが何とかボランティアを頑張っておりますのでよろしくお願ひ致します。

高橋委員：おはようございます。村上商工会議所の高橋と申します。昨年の11月より専務理事として就任させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

大谷委員：おはようございます。名簿10番目の第8号委員教育関係者ということで、村上市特別支援学校の校長をしております、大谷誠と申します。学校では2年目になりました。先ほど委嘱状をいただき非常に責務のある重い仕事だなと思っておりますので、心して委員を務めさせていただきます。

小林委員：名簿番号11番の村上公共職業安定所小林と申します。村上のハローワーク勤務は3回目の勤務で、今5年目となります。ちょうどこのタイミングで障がい者の審議会の委員に委嘱とのことですので、よろしくお願ひいたします。

寺澤委員：おはようございます。名簿番号12番村上地域振興局健康福祉部村上保健所の精神福祉相談員をしております、寺澤と申します。今回初めて審議会に参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本間委員：村上特別支援学校PTAの本間由美子と申します。よろしくお願ひいたします。以前は障がい者施設で看護師、今はデイサービスで支援員として働かせていただいております。保護者として支援員としてお話を伺わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

齋藤委員：おはようございます。6年前から羽黒町の方でこども発達支援センターはるといふのを始めさせていただきました。発達障がいの方とか知的障がいの方とか重症心身障がいの方が来られています。この春から精神の方の支援を開始してやらせていただいております。まだ不十分なところもありますが、どうぞよろしくお願ひします。

事務局太田：おはようございます。続きまして事務局が自己紹介をいたします。この4月から福祉課長を拝命いたしました。太田秀哉と申します。よろしくお願い致します。

事務局石田：福祉課福祉政策室の石田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

事務局鈴木：ごめんください。福祉課福祉政策室で障がい担当をしております、鈴木と申します。今回の計画の担当もさせていただいております。どうぞよろしくお願い致します。

事務局田巻：お世話になっております。昨年4月1日に市役所本庁一階に開設されました村上市障がい者基幹相談支援センターで務めております、田巻桂と申します。よろしくお願い致します。

事務局石田：なお、議事録作成の関係で、担当者が同席させていただきますのでご了承願います。以上、この事務局の体制で進めさせていただきます。よろしくお願い致します。

5. 会長及び副会長の専任

事務局石田：次に日程5 会長及び副会長の選任です。

お手元の資料3 村上市障がい者計画等審議会条例第5条第1項の規定により、『審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める』となっております。

互選の方法について、いかが取り計らったらよろしいかお伺いいたします。

(事務局一任) 多数の声あり

事務局石田：事務局一任という声をいただきましたが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし) 多数の声あり

事務局石田：それでは、事務局案を申し上げます。

会長に、新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 青木 茂委員、副会長に、村上市手をつなぐ育成会 会長 佐野 一彦委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし) 多数の声あり

事務局石田：異議なしという声がありましたので、皆さま、拍手でご承認いただきますようお願いいたします。

(拍手)

それでは、青木委員に会長、佐野委員に副会長をお願いいたします。

青木委員、佐野委員、会長・副会長の席にお席の移動をお願いいたします。

6. 会長及び副会長の挨拶

事務局石田：日程6 会長及び副会長挨拶。会長及び副会長からそれぞれ一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。会長よろしくお願い致します。

青木会長：みなさまごめんください。今ほど会長という重責を担うことにな

りました、新潟医療福祉大学の青木茂と申します。よろしくお願ひ致します。大変個人的な話になるんですが、私幼少期の時に村上に住んだことがあります。今から何年前でしょうか昭和44年とかの話なんですが、村上幼稚園に数年通っておりまして、今の二之町のお城山のふもとに幼少期に住んでいた時代がございます。そんなご縁もあってこうして村上にたびたび足を運ぶことができる、私なりにご恩返しができるかなという思いをもっております。そんな中で、専門は社会福祉学の中でも地域福祉の分野になりますが、障がい福祉の分野にも、先ほど市長から仰っていただきました、共生社会を実現するために極めて大事な計画だと認識しておりますので、皆様方から多くの意見をいただきながら、実効性のある計画をまとめ上げていきたいと思っておりますので、ご協力の方どうぞよろしくお願ひします。簡単であります但し挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局石田：副会長よろしくお願ひ致します。

佐野副会長：あらためましておはようございます。村上市手をつなぐ育成会で昨年からは長をさせていただきました。先ほど話した通りなんですが、そちらのほうも大変荷が重いなと思っております。この度審議会の委員にということでお話をいただきまして、来てみたらそうそうたる方がたくさん居られる中で、不勉強な私が副会長というお話を今いただきましたが、力不足ではあります、子どもたちのために今まで、自分の子どもも含めてですがかかわってきて、本当にいい社会になればいいなと常に思っておりますので、精一杯努力して会長の手助けになればいいなと思っておりますし、委員の皆様と一緒にいいものを作っていけたらなと思っております。どうぞよろしくお願ひ致します。

事務局石田：ありがとうございました。

7. 諮問書の提出

事務局石田：次に日程7 諮問書の提出。市長から会長に諮問書の提出をお願いいたします。

(諮問書の提出)

事務局石田：ありがとうございました。市長は、これからほかの公務のため、ここで退席とさせていただきます。

それでは、会場準備のため、これから5分間の休憩に入ります。会場の時計で10時30分までにお戻りください。

(市長退席)

8. 議事

事務局石田：それでは、これから議事に入りますので、会議の進行を青木会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

青木会長：皆さんよろしくお願ひ致します。お手元の次第の方お目通しいただきまして、日程8になりますが、議事であります。事務局は本日の出席委

員の報告をお願い致します。

事務局石田：本日の委員のご出席の状況ですが、審議会委員14名中、ご出席の委員は13名でございます。半数以上の委員のご出席がありますので、村上市障がい者計画等審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告いたします。

青木会長：ありがとうございました。続きまして、「(1)計画策定の概要及びスケジュール」についてということですが、先ほど市長からお話がありましたとおり、実は私も今回こういった障がいにかかわる計画策定は初めてになります。現計画の策定委員のお名前と今回の皆様を突き合わせましたが、私も含めて大多数の委員の皆様が交代されているようであります。おそらく障がい者計画、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画と似たような名前の計画が3本並んでこれをこれから一体的に作ろうということになりますので、それらの概要・スケジュールを事務局のほうから説明をいただきたいと思っております。ではよろしくお願い致します。

(1) 計画策定の概要及びスケジュール

事務局鈴木：福祉課の障がい担当の鈴木と申します。座ってご説明させていただきます。まず初めに、お配りしました資料のご確認をお願いいたします。先日封筒にお入れしてお配りした資料から確認をお願いします。一枚目が、A4片面印刷の「会議次第」が一枚目となります。続いてこれも一枚ものですが、「委員名簿」となります。その次、右上に資料1と印字されております両面印刷のホチキス止めの資料があります。続いて右上に資料2と印字された両面印刷ホチキス止め資料、資料3が「審議会条例」となっております。資料4が片面印刷の「公開・会議録」の資料となります。続きまして、資料5と印字されております両面印刷のアンケートの案となります。資料6こちらは同じくアンケートの案なんですが、こちらは障がい児のアンケートとなっております。もう一つ金具のファスナーで束ねられております、カラーの冊子とバラのものが閉じられております「ぱすのーと」と書かれている資料をご覧ください。当日こちらの方で配らせていただきました追加資料につきまして、「第3次村上市障がい者計画」、「第5期村上市障がい福祉計画」、「第1期村上市障がい児福祉計画」と書かれたホチキス止めの資料、「第6期村上市障がい福祉計画」、「第2期村上市障がい児福祉計画」これをお配りさせていただいております。これが今現在動いている計画でございます。それから差し替え資料としまして、左上の方に「(2)新規求職・就職の状況」と印字された資料を差し替え資料としてお配りさせていただきました。表のタイトルのところが少し違っておりましたので、差し替え資料としてお配りさせていただきました。また、一部の委員様には報酬の振込に関する資料を封筒の中に入れてさせていただきました。振込口座と住所など間違いがないかご確認いただきたいと思っております。

計画策定の概要に入る前に、市の現状をご説明いたします。資料2をご覧ください。

ださい。「障がいのある人を取り巻く現状」といたしまして、市の現状をあらゆる様々なデータを掲載しました。1ページ目の年齢別人口の推移を見ますと、人口減少と少子高齢化が進行しているのが分かります。2ページ目では世帯数の減少と共に、世帯内の人員数も減少していることが分かります。3ページから5ページには、身体障がい・知的障がい・精神障がい、いわゆる3障がいの手帳所持者数の推移を示しております。他の2つの障がいに比べて、精神障がいの手帳所持者の伸びが顕著になっております。6ページと7ページには障がい福祉サービスの利用者を掲載しました。利用者は年々増加しており、中でも多いのは、就労継続支援B型、生活介護となっております。また、障がい児向けのサービスである放課後等デイサービスの利用者の増加も近年著しいものとなっております。8ページには、自立支援医療のうちの精神通院の方の推移を示しております。こちらも概ね増加傾向です。9ページからは障がい児の教育・保育の状況を示しております。9ページの保育園や幼稚園の数、拠点となる保育園数はほとんど変化はありませんが、10ページの特別支援学級数や利用している児童の数は令和元年度以降毎年200名以上に伸びるなど、たくさんの児童が利用しております。数字ではお示ししていませんが、先ほど述べました放課後等デイサービスを提供する事業所数も増加しております。11ページには特別支援学校卒業者の進路状況をお示ししております。年度によって卒業生数は違いますが、障がい福祉サービス事業所等へ進む方が多くなっております。12ページと13ページには雇用状況をお示ししました。村上公共職業安定所様の管内における法定雇用率を達成した企業の割合は近年は概ね8割を超えております。求職・就職の状況につきましては、3障がいのうちでは、精神障がいをお持ちの方の件数が最も多くなっております。本資料作成にあたりましては、村上特別支援学校様、村上公共職業安定所様からもたくさんのご協力をいただきました。大変ありがとうございました。

計画策定の趣旨につきまして、それでは、資料戻っていただきまして、資料1の1ページをご覧ください。

先ほどお示ししましたように、本市では人口減少とともに進行する少子高齢化や、福祉ニーズの多様化などの地域環境の変化を踏まえ、先ほど諮問にもありましたように、障がいのある人もない人もお互いに支え合いながら本市で自分らしく生き生きと暮らしていくことのできる『地域共生社会』の実現に向けて、「第3次村上市総合計画」で「障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくり（政策1-4）」を進めています。この考えのもと、障がい者福祉施策全般に関する基本的な計画としての「第3次村上市障がい者計画」、障がい福祉サービス等の見込量等の確保を図る「第6期村上市障がい福祉計画」及び「第2期村上市障がい児福祉計画」を策定し、障がいや難病をお持ちの方やご家族の支援と、サービス提供・環境整備に取り組んでまいりました。現行の3計画はいずれも本年度末に計画期間の終了を迎えることから、市の現状を踏まえ、新たに「第4次村上市障がい者計画」、「第7期村

「村上市障がい福祉計画」及び「第3期村上市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

計画の法的根拠につきまして、1ページに各計画の法的根拠を記載しました。「村上市障がい者計画」、「村上市障がい福祉計画」及び「村上市障がい児福祉計画」はそれぞれの法律に基づいて、策定しております。

計画の位置づけとしまして、2ページをご覧ください。本計画は、地域福祉の総合的な計画である「第2期村上市地域福祉計画」と連携し、本市のまちづくりの最上位計画である「第3次村上市総合計画」を実現するための計画です。障がい者計画は国・県の計画を基本とし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は国の基本指針に従って策定するものです。今回、国の基本指針にいくつかの改正がありました。

- ・「地域共生社会の実現に向けた取組」
- ・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
(=にも包括と略します)」
- ・「障がい児のサービス提供体制の計画的な構築」 などがありました。

「地域共生社会の実現に向けた取組」としましては地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携が謳われたことから、「第2期村上市地域福祉計画」に委員長・副委員長としてご尽力いただいております青木委員と佐野委員に本審議会の会長・副会長をお願いいたしました次第です。

また、「にも包括」の推進にご尽力いただいております寺澤委員にご参加いただくとともに、今回は新たに障がい児により近い立場の方を代表して本間委員と齋藤委員にご参加をお願いしました。

それでは2ページ目にまいります。2ページ下段には計画期間を記載しました。「第4次村上市障がい者計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期村上市障がい福祉計画」と「第3期村上市障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

続いて3ページとなります。こちらは計画のスケジュールです。今年度は、本日を含め、審議会を3回開催し、素案について2回目で検討を行い、素案の修正を重ねながら、令和6年1月中のパブリックコメントを経て、3月に計画(案)を答申したいと考えております。詳しいスケジュールは3ページ目に記載させていただきました。

資料4をご覧ください。会議の公開及び会議録に関する取扱いについてであります。市では、『村上市まちづくり基本条例』にあるとおり、まちづくりについて、『市は、市民の参画を推進するため、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、市民及び団体等との情報の共有や相互理解を図るものとする』とありますので、当審議会においても、情報を積極的に公開したくこのような取り扱いとしたいと思っております。ご了承をお願いします。

計画の策定については、このようなことを基本として進めていく予定であります。以上です。

青木会長：ありがとうございます。皆様方お分かりになりましたでしょう

か。では、計画の概要とスケジュールそれぞれ3本の計画を一体的に作っていくということで、それぞれの計画の性格であったり目的とすることなどの説明が今ありましたが、何か皆様方から、ご質問、ご意見、確認しておきたいこと等ありましたら、挙手の上ご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

青木会長：すみません私から一つだけ、追加でいただいた資料でハローワークのいわゆる障がいを持っておられる方の法定雇用率の話が出てきたと思うんですが、そこで大変恐縮ですが、小林委員ですが8割という数字が出ていますが、全国的な傾向や新潟県の中で見ると高いほうなのか低いほうなのかどんな位置づけになりますでしょうか。

小林委員：障がい者の法定雇用率の達成企業割合のお話しだと思いますが、正確な数字を覚えておりませんので、概要というか傾向だけお話しさせていただきますが、新潟県全体では5割という傾向だと思います。全国はもうちょっと良かったと思うんですけど。新潟県あるいは全国を比較しても8割というのは相当高い割合だと思います。これも全国の話なんですけども、障がい者の雇用率はどんどん改正されて上がっていきます。上がっていくということは障がい者の雇用義務が発生する事業所の規模がどんどん小さくなっていくわけです。今雇用率2.3%なので、従業員45名以上のところが一人の雇用義務があるんですけども、これが2.5%になることが決まっています。これで40人ですね。さらに2.7%というところまで行きますと、どんどん下がってくるわけです。雇用率が上がっていくことによって、雇用義務のある会社はどんどん増えていくことになりますので、8割が維持できるかってところは全国的な問題ですけども課題になってくると思います。ただいずれにしろ現状では他と比べて高い地域ということですよ。

青木会長：ありがとうございます。今お聞きになって、全国平均又は新潟県内の中で見ても村上というのは非常に法定雇用率2.3%を上回る企業が多いということなんですけど、それって何か村上らしきみたいなことがあるんでしょうか。障がい者に対する雇用の理解だとか、事業所にそういう理解が進んでいるかとか、感覚で結構ですので。

小林委員：私が10年前にいたときですね、おそらく県平均より低かったと思います。それ以降ですねハローワークとしても労働局としても雇用率の達成指導というのは、村上市に限らずですが強化してきた経緯があって、それにこたえていただける事業所がほかの地域より多かったのかなと思っております。

青木会長：この計画の中でサービスを皆さんと検討していくとか、あとやはり経済的な自立をはたしていくということを考えて、就職をするとかそんなことを考えたときに、今の雇用率というのは非常に頭の念頭においておく必要があるかなと思っております。一方では達成できないとペナルティがあるという部分があるんですが、とはいえ8割を超える事業所が村上市の中で理解をもっていただいているというのは、村上の大きな力として理解できます

ので、そういったことも含みをおきながら皆さんでこの計画を見ていけたらと思います。

青木会長：ありがとうございます。では他にありませんでしょうか。

いろいろとデータに基づいて説明いただいたわけですが、軒並みこの3つの障がいの方のですね手帳の交付率というのが、少しずつであります右肩上がりに上がってきているというデータもありました。そんなところを踏まえながら、それぞれ皆様方のお立場の中で現状なんかも含めてですがご意見いただければと思いますが、いかがですか。

齋藤委員：よろしくお願ひ致します。今の雇用のところに付随してなんですけど、3つの障がい像があるということで、身体障がい、知的障がい、精神障がいがあって、多いのは精神疾患が多いかと思うんですが、こちらの方は伸びていると思うんですが、知的の方は、少し下がり気味というか横ばいなのか、身体障がいの方はばらつきがありますけれども、おそらくどこも精神疾患の方の雇用は3つの中で高いと思うんですが、知的障がいのところがなかなか結び付かないと思いますし、この辺がさらなる課題としてでていけるといいのかなといった感想を持ちました。以上です。

青木会長：ありがとうございます。

佐野副会長：すみません、関連してハローワークさんにお尋ね、もしだったら教えてほしいのですが、今齋藤委員の話にあったように、知的障がいの方の雇用ってというのはなかなか厳しい状況にある気がするんですが、15年位前に、村上養護学校（現・村上特別支援学校、以下同じ）でハローワークさんに出させていただいて、市内の企業とか施設に村上養護学校の子どもたちが実際に高等部で作業をしているところを見学してもらって、その後、子どもたちはこんな状態でこんな仕事ができるということを説明するような進路説明会というのをやってた時代があるんですね。その時にはかなりの人が村上養護学校独自でやっていましたので、一室に集まってもらっただけですが、今のそういう状況と、現在増えてるんでしょうけど、そう大きな変化が無いように見えるので、例えば、ハローワークさんの方でも、現在は行われてないにしろ、学校とタイアップして、子どもたちはこんなことができるとか、こういうところを理解してもらえば交流しやすくなるとか、そういうことを広めるようなことは現在考えていることがあるのか出来れば教えていただきたいです。

小林委員：私も10年前にいたときは、養護学校で生徒の実際の作業をしているところとか授業を受けているところを企業の方が見学してというような企画があったと思いますが、今ハローワークでやっているのは、村上ハローワーク単独ではないんですけども、就労支援施設の見学を新発田のハローワークと共催で、就労支援施設とか就労支援機関ですね、の方に集まっていたらいいんですけど、そこには企業の方にも来ていただいて、検討までいったか記憶にないんですけど、そこでの橋渡しのことをやっております。ご要望いただいた学校とのというのも今度また相談してからになると思いますけども、なんでや

めたのかわからないので、今後もそういうことが必要であれば再開するのもやぶさかではないかなと思っております。質問の質問してもいいですか。特別支援学校の就職希望者の人数ですが、資料でいうと11ページですが、就職者が7人からずっと下がって令和4年度は2名になっているんですけど、今の就職希望者の状況はどうなっているのかよかったら教えてください。

大谷委員：いろいろご質問やご意見をいただいているわけですが、障がい者雇用の就業率についてですが、質問から離れてすみません。新潟県は知的障がい者というか特別支援学校からの就業率は、全国でも下のレベルだったのですが、職業学級とかを作り就業率が上がってきております。今現在も高い率を維持してきてるわけです。ところがですね、一概に知的障がいと発達障がい、身体障がい者ということではなかなかに就労が難しい、それから就職しても定着が難しいので、学校でどんなことを教えたらいいいのか、どのようにして就労した後に続けたらいいいのかというところを、ここ数年間は高等部の教育課程に入れて取り組んでおります。学校の子どもたちの就労の人数とか希望者の人数については、正直言ってこのグラフで表されているところで一喜一憂できるところではありません。子供たちの実態と人数が毎年変わるので、それで一喜一憂することは無いということがまずあります。そして企業就労についての取組ですけれども、今新潟県は企業就労に非常に力をいれておりまして、教育委員会も特別支援教育推進室に力をいれておりまして、学校の方でも取り組みをしております。具体的には各地区の下越だと下越ブロックというのがあるんですけど、下越ブロックは村上、新発田、五泉まで入るんですが、そこに一人企業就労に特化した教員を配置して、進路指導主事とタイアップしながら企業開拓を進めたり、教諭課程を整えたりしています。共生社会実現という言葉が非常に多く出てきておりますけれども、県教委の方では特別支援学校の卒業生が企業就労する率を上げる、子どもたちが企業で働けるようになるというのが共生社会の実現というように考えて取り組んでおりますので、学校の方で非常に力を入れております。学校で説明会をするというよりどちらかというと、今いる生徒たち、1年生2年生3年生というわけですが、それぞれ企業に向かっていく段階があるんですが、その子たちの居住地としてそこから通えるというところ企業に、ただ就労してもダメなわけではなく続けられる、そして仕事はその子に適切かということを考えながら、本人と保護者の皆様の希望を聞きながら、具体的にどこだったら、どんな職種に、どんな企業だったら働けるかっていうところを考えながら、進路指導主事とブロックマネージャーが日々回って企業開拓しているというところなんです。そして道筋としては、子どもたちはとっても素晴らしいし、一生懸命やる子供たちなので見てもらうというのはとても大事なんですけど、実際にはインターンシップそれから現場実習、行ってもらって良さを感じてもらって、そして就労に結び付けていきたいという考え方で、教育課程を編成しています。昨年度の卒業生の状況はこんな形ですが、取り組

みも変わってきておりますので、数も増えてくるのではないかと思います。そして企業就業に向かっていける子供たちの気持ち、技能スキルというのを見極めながら増やしていくというように考えています。質問の答えになっていないかもしれませんが、ハローワークさんとは日々連携を取らせていただいておりますし、できる取り組み、子どもたちの良さを地域に発信できるという機会をできれば持ちたいと思っておりますし、コロナも5類になりましたので、地域に発信できる取り組みをいろいろと考えていきたいと思っておりますので、またご意見いただければ嬉しいです。

青木会長：はい、ありがとうございます。副会長、今お二人からこういったお話ありましたが、もうワンコメントお願いできますか。

佐野副会長：いまお話しいただいて、大変よくわかりました。これからの学校での方向性もいまお話しいただいたのですが、学校の進路指導主事、ブロックマネージャーがいたとしても、一人二人がいろんな企業を回って開拓していくのはかなり困難な事なので、ぜひハローワークさんのバックアップなり認定なりでそういう学校独自の開拓というよりは、この地域であれば連携した形での職場開拓みたいなものをしていただけると、きっと子供たちにとってもいい方向が出てくるのではないかなと思いますので、ぜひ今のお話を基に連携の方もよろしくお願い致します。

青木会長：はい、ありがとうございます。では事務局お願いします。

事務局鈴木：ちょっと補足させてください。何年か前からハローワークさんと一緒に企業との面接会をやらせていただいております。今年もまた11月頃にやろうという話しをハローワークさんの担当の方とさせてもらったところです。各企業さんのブースを作りまして、そこに学校の卒業生が来られまして、希望する企業のブースに行って、担当者の方と面接するというのをここ何年か続けておりますので、今後もやっていきたいと思っております。

青木会長：はい、ありがとうございます。通常こういう委員会というと事務局に質問してという形でやる傾向があるんですが、今みたいに委員さん同士ですね、これからああしていきましょう、こうしていきましょうといった意見交換ができるところが、今のやり取りが素晴らしいなと思われましたので、ぜひどうぞ委員さん同士でもですねそれぞれ質問やご意見がありましたらお願いしたいと思っております。はい、いかがでしょうか。特になければ先に進めさせていただいて、また最後に時間が余りましたら総括的にまた皆さんからご質問あれば承りたいと思っております。

(2) 「福祉に関するアンケート調査」の実施について

青木会長：はい、次にですね、次第の方に戻っていただきますが、(2)「福祉に関するアンケート調査」の実施について、というところを議題にしたいと思っております。事務局説明をお願い致します。

事務局鈴木：お配りしております資料の5番目と6番目をご覧ください。アンケート調査は、地域実態の把握と課題の分析を行うため、今回の計画策定

には欠かせません。資料5は障がい者向け、資料6は障がい児をお持ちの保護者または障がい児本人向け、のアンケートです。アンケートの内容につきましては、基本的に前回(3年前)と同様ですが、先ほど申し上げた国の基本指針の改正内容に、強度行動障害を有する障がい者の方への支援について改正がありましたので、それに関する設問を追加しました。具体的には障がい者のアンケートのほうは問17です。障がい児のほうのアンケートは問11となっておりま。また、新型コロナウイルス感染症に関する設問を独自で追加させていただきました。障がい者のアンケートのほうは問45~48です。障がい児のほうのアンケートは問20~21となっておりま。それから、地域共生社会の実現に向けた取組ということで、関連した設問を追加しました。障がい者のほうは問49、50です。障がい児のほうは問22、23となっておりま。皆様にお配りしました、「ぱすの一と(2022年度版)」は、昨年度版なんですけど、障がい児向けのアンケートに同封して回答の際、参考にしながら回答をすすめていただければと思っておりますので、同封したいと思いま。以上になります。

青木会長：はい、ありがとうございました。今ほどご説明がありましたが、資料5につきましては障がい者向け、また資料6につきましては障がい児向けということで、本人または保護者の皆様が回答できるようにということでまとめられたアンケート用紙であります。こちらに関して、ご質問・ご意見等ありましたら、挙手の上ご質問いただけたらと思いま。いかがでしょうか。そうしましたら先に富樫委員お願い致します。

富樫委員：ナンバー7の富樫です。私も自己紹介で言ったように、身体障がい者手帳を持っているということで、場合によってはアンケート調査票が来るのかなということで、もらった時に私もちょっと回答してみました。ざあっと頑張っ斜め読みしたりしても、30分くらいはかかりましたので、慣れていない人は1時間くらいかかるかなと思いま。非常に文言が長すぎて、読んでるうちに何を質問しているのかわからなくなりました。これは前回と同じ設問なんですか。

事務局鈴木：質問の内容は同じです。

富樫委員：私は、3年前と状況が変わってきているので、今障がいを持っておられる方たちが、どうゆうような悩み困り事ごとがあっ、新たなものは無いのかなってということで、質問の内容も違ってきているのかなと思ったんですけど、同じということですね。

事務局鈴木：前回との比較というかその辺も考えておりまして、前やった設問に追加していくような形で。設問が6年前、3年前とどんどん増えているような感じになっておりま。

富樫委員：基本的に設問が50あるわけなんですけど、どういうことをデータとしてほしいのか、どういうことが知りたいのかっていうのはあるんですか。

事務局鈴木：サービスを提供するにあたり、このサービスを希望する方が多

いので、このサービスを伸ばしていかなければならない、というように使ったりとか、あとは後半にあります、その他ということで自由に書いていただけるとある部分があるんですけど、そこに設問に書けないような思いのようなものが出てくるのかと思っておりまして、そういったところを今後の行政の進め方に生かしていきたいと思っております。

富樫委員：質問の内容がほぼ同じとのことなので、出てくる回答もほぼ同じなんじゃないかなっていう気がして、村上市独自の質問内容とか新たな問題点を掘り下げることに対して、同じような質問では回答もおんなじものしか出てこないんじゃないかと思うので、市としてどういう施策をする、アンケートの調査によって施策が決まると思うんですが、アンケートをどうゆう風にとるかどうゆう資料を取り寄せるかで作り方が違ってくると思うんですが、今までと同じようなアンケートの取り方をしていけば、作る計画も同じ計画が出てくるような気がします。このへんは課長さんはどう思っていますか。

事務局太田：まずもって、今現在あるサービス、こういったものが経年でどのようにニーズが変わっているかというのを把握する必要があると。後ですね、この3年間ないし6年間の間に、移動の形態等が変わっていたりとか、住民の集約されている構造が変わっていたりとか、そういうものが当然見受けられてきますので、そういったものを分析するため、また、力を入れなければならないサービスというのを見るためということで、設問が一定している部分はあります。ただ、鈴木の方から説明がありましたとおり、そこに追加している部分があります。それは年度によってといたしますか、政策を積み重ねていくことによって、また新たなサービスが出来ました、それに対する結果アンサーバックを求める部分があります、そして、一番最後の自由記述のところ、それでは補完されないような、それぞれの更なるニーズの部分把握させていただいて、今後の施策に反映させようと、そういうような形になっております。

富樫委員：はい、わかりました。

青木会長：はい、よろしいでしょうか、富樫委員が仰る所にすごく共感する部分がありまして、おそらくこのアンケートの内容そのものは、国とか県とかからのひな形的なものがあるんですよね。すべて一から村上市で作られたものですか。

事務局鈴木：6年前にやったアンケートに、3年前にやった時には新たな設問を付け加えて、プラス村上市独自の設問、ぱすの一とに関するところとか、ヘルプマークに関するところとかを追加して3年前にやりました。また今回、国の指針の方で追加がありました、共生社会とか強度行動障害とかを加える形で、ひな形に付け加える形で拡充してきた形で進めております。

青木会長：ということは、もともとベースは国からおりてきているアンケート内容というのがベースにあって、そこに村上独自の設問を足していつているという理解でよろしかったでしょうか。

事務局鈴木：そうです。

青木会長：そうしますと、先ほど富樫委員がおっしゃったとおり、村上市としてはどうゆう施策を打つために、何を聞くのかということをお仰っていたと思います。そこは大事なご指摘かなと思います。このアンケートも審議会の中で、内容を委員の皆様の意見をいただきながら、足したり引いたりができるということよろしいですか。いずれにしても、前回のアンケート内容と今回で中身がどれだけ変化したかということで、先ほど課長がおっしゃった経年の変化も見る必要がありますので、基本的な部分は同じでいい部分もあるし、あとは村上独自の部分があったり、場合によっては質問の中身を変えるということもありますので、そういうことをご理解いただければと思います。では、寺澤委員から手が上がっておりますでしょうか。

寺澤委員：よろしくお願ひします。まず、文言的なところからなんですけども、資料5の2ページ目、問13、「あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか」のところなんですけども、今こちら特定疾患というと、疾患が限定されていて、ALSとかパーキンソン病とか特定疾患に入っていないと思うんです。今の法律的な表記の仕方だと、指定難病の医療費の受給をされている方、という表記になるかと思ひます。そちらの方を補充していただければいいかなと思ひます。同様に資料6の方の児の方のアンケートですけども、2ページ目、問8にも同じような項目があつてこちらも同様なんですけど、児のほうに関しましては、特定の医療費を受給されている方が非常に少ない状況だと思ひます。お子様の場合だと、小児慢性特定疾病医療費を受けている方が多いかと思ひますので、こちらの文言の方の修正も検討いただければと思ひております。

青木会長：はい、ありがとうございます。事務局は今のご指摘はよろしいでしょうか。

事務局鈴木：設問を修正しまして、もしよかつたら寺澤委員に見ていただいて、反映させていただければと思ひます。

青木会長：はい、齋藤委員お願ひします。

齋藤委員：今のところなんですけど、ALSの萎縮の萎が草冠の萎だと思ひます。あと、子どもの方の3ページの「自閉症スペクトラム」は、おそらく「自閉スペクトラム症」だと思ひます。

青木会長：では、この辺もですねこれから皆様の方から細かく御目通しいただいて、誤字脱字があつたり、表現の変更があつたりとかそういったところのチェックを一緒にかけていただければありがたいと思ひます。他にいかがでしょうか。今年は前回とベースは一緒だということなんですけど、アンケートのいわゆる回答率はどこかに出ておりますでしょうか。

事務局鈴木：ホチキスどめの資料でお配りしました資料のところ、アンケート調査の概要がありまして、第3次障がい者計画が書いてあるほうですと16ページ、第6期の障がい福祉計画が書いてあるほうですと、18ページにアンケートの結果が書いてあります。大体、障がい者の方ですと6割くらいで

す、障がい児の方ですと、6割5分から5割くらいとなっております。配布数は違うんですが、大体そんなような割合となっております。

青木会長：はい、ありがとうございます。その部分お目通しいただいておりますでしょうか。第3次村上市障がい者計画、本日配布された平成30年度3月、厚いほうの資料の16ページのお話をさせていただきました。こういったアンケート調査をして、一般的に6割とか6割5分は高いかなという気がするんですが、ただ実際に御当事者の方が分かっているわけですね、ちゃんと把握している中で調査をして6割とか6割5分というのはどうなのかという疑問がありまして、先ほど富樫委員がおっしゃったとおり、やっているとだんだんこの質問に答えているかよくわからないといったお声もありましたが、資料の5と6を改めてご覧いただきますが、ふりがなをふっているのですごく配慮されている感じは一見するんですが、書いている中身というのは非常に難しいですよ、特に障がいを持たれている方、知的や精神の障がいを持たれている方で、わっと目に入ってきたときにすぐに理解して回答できるっていうのはかなり厳しい、そのためにおそらくご家族、保護者の方がサポートに入る形でご回答されるんだろうと想像できるんですが、もうちょっと平易な言葉でアンケート調査が作れないものかなと思うんですが。先ほど6割から6割5分で、裏を返せば4割から3割5分の方が回答できていないっていうのがもしかしたら先ほど富樫委員がおっしゃったとおり、大変になって途中でくじけてしまうということが、あるのかなのかというところ、できるだけ分母が決まっているアンケートなので、限りなく100%に近づけていく生の数字をしっかりと捉えるということが、調査の段階で大事じゃないかなと思うんですけど。その辺何かご意見いただけますでしょうか。そうした場合、回収率をあげるためにはどうしたらいいのか、次なる方法が必要になってくるわけですが。そうしましたら、本間委員、いまのアンケートをご覧になってどんな感想をお持ちでしょうか。

本間委員：私の家にも郵送されてきたことがあるんですが、やっぱり書くのが面倒くさいというのが頭にあがります。やっぱりページ数が多いので、面倒くさいというのがあると思います。あと、自分で書ける人となっておりますけど、結局は保護者が書くということになっているので、各家庭に保護者向けのアンケートの方がいいような気がするんですけど。その中に子供としてどうなのかっていう希望を各ページがあればそれでいいと思います。

青木会長：はい、ありがとうございます。そのような意見がありました。他にこのアンケートをご覧いただいて何かございますでしょうか。遠山委員このアンケートをご覧いただいてどんな印象・ご感想がありますでしょうか。

遠山委員：私ははっきりしたことはわかりませんが、施設に入っている人、障がい者手帳を持っている人も持っていない人もいる、けども市の身体障害者団体連合会に加入してなくても県の方で分かっている。どこでどう人数を把握しているのかわからないけどどうなっているのか。その当時の障がい者の代表だったので、そういう人も会員に入っていないけども頭数に入っ

ているから高く出てきているのではないか。どうなっているかわからないけどもそう感じたことがあった。

青木会長：はい、ありがとうございます。アンケートの方をご覧くださいますと、16 ページにありますけども調査対象の方が、あくまでも手帳を持ってらっしゃる方ということなんですね。今、遠山委員がおっしゃったお話の中では、必ずしも障がいを持っている方すべてが障がい者手帳を持っているわけではないということもありますので、その辺の分母の話がありました。それでは、渡辺委員このアンケートをご覧くださいて何かご感想をお持ちでしたら。

渡辺委員：私は、子どもにこのアンケートが前に来たときは、本人に「お前書け」って言って書かせました。これは率を上げるとかではなくて、実態を調査してそれから対策を練るという考えでいいのではないかと思います。

青木会長：はい、ありがとうございます。それでは柳沼委員さん、施設に入所されている方にもこういったアンケートが行くことになると思うんですが、施設ではどのような対応をされているか実態を差支えない範囲で。

柳沼委員：うちの方では入所施設、通所施設、グループホームをしているんですが、入所施設であればご家族にお話を聞いたり、職員が主に利用者さんの聞き取りなんかをしてサポートして作成してあげる。ただ、先ほど本間委員からもありましたが、在宅の方となると、どこまでご家族の方が関わって書いているのか、把握するのは難しいところです。

青木会長：はい、ありがとうございます。みなさまそれぞれのお立場の中でこのアンケートをご覧になったり、実際にやられてみた中でですね、ご本人が書けるところは当然問題ないのですが、ほとんどが、ご家族、施設入所の方であれば職員さんのサポートのもとで、これがまとまっているということ、このまとまった結果がこの計画に大きく反映されることから、できるだけ正確を期することが大事かなと思います。では大谷委員お願いします。

大谷委員：今出ている意見を聞いて、意見というか感想をお話ししたいと思いますが、対象者については、法律に基づいてやっているわけで対象者が決まっていて、手帳をお持ちの方と限定されているわけですけど、村上市のスタンスとして手帳を持っていない方たちの障がいをお持ちの方がたくさんいるわけで、その方たちについてもケアというのでしょうか、後々手帳を取得するかもしれませんし、そのあたりの視点も忘れてはいけないと思っています。今、教育関係者の皆様からして、うちの学校の子どもたちが、障がい受容があって、社会に向けて一生懸命学習してくれているわけですけども、実は近隣の高校の方からも相談支援が必要だということで要望が来ます。高校に進まれた方たちと、うちの高等部の生徒の違いはそんなに違いはありません。手帳を持っている、持っていないという子供たちの実態がありますし、障がい受容をしている、していないということも大きくあります。障がい受容をしていないんですが実態は変わらないので、高校の先生たちが困っていますし、そして障がい者手帳を持っていないので、企業就労も一般と同じよ

うに受けて受かって就労する方もいますし、専門学校に進まれる方もいるんですが、そうすると福祉の手が届かないということもあって、途中でやめて家に引きこもるといったパターンが非常に多くて、高校の先生方たちも困っています。あの子たちの将来はどうしたらいいんだろうという相談を受けているような状況です。障がい受容と手帳があるのとないのだから違いはありますし、手帳を持っていると不便な事よりサービスを受けれることが多いので、勧めるという手もあります。勧めることで学校の信頼がなくなるという意見も出ています。ですので、今回のアンケートについて、対象者を手帳を持っていない方まで広げるのは難しいと思うんですけど、我々の中で含みを持って支援の目を持っていく必要があるのではないかとというのが1点です。もう一個、アンケートの内容ですが、先ほど齋藤委員からお話がありました。障がい名のこととかがあるんですけど、私が障がい名を見たときに、結構年配の方たちというか、以前の方たちは、発達障がいというのは、後発性発達障がいという診断が出ているのがほとんどです。ここには載っていないんですが、結果を見ると後発性発達障がいの診断というのが出てきます。どの法律に基づいてというのを記載して明確にしておけば、問題にならないかなと思っていて、発達障害者支援法であれば、発達障がいの定義は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する・・・という文言がついているので、この法律に基づいてこの文言としておけば、ごちゃごちゃにならないかなと。一般的には自閉スペクトラム症というのは一般的ですし、こっちの方が正しいと思うんですが、根拠さえしっかりしていればいいのかと思うので、どの法律に基づいてどの文言を整理して載せていくかははっきりすればいいのかと思っています。

青木会長：はい、ありがとうございます。前半に大事なご指摘をいただきました。対象となる人が、いわゆる身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3つの手帳を持っている人を対象にアンケートをしたわけですが、むしろ手帳を持たない人の声、実態を把握する必要があるのではないかと、それをどう把握するかというのは極めて難しい問題ではあるのですが、その辺のご意見をいただきました。あと、中身につきましては、やはり法的な根拠をもってやる以上は法律を裏付けにしながら様々な障がい名等を整理したほうが誤解がないということのご指摘だったと思います。他はいかがですか。そうしましたらアンケートにつきましては、次回以降もご意見をいただきながら皆様方本日は持ち帰りいただいて、何か修正箇所が見つかりましたら事務局にご報告いただければと思います。

事務局鈴木：すみません、アンケート調査の方ですね、来月やりたいとおっしゃって、今回ご指摘いただいた内容につきましては、すぐに直したいなと思っているんですけども、ご意見の方も早めにいただければと思います。

青木会長：はい、ありがとうございます。現計画が今年度末までとのこと

なので、今年度中に3本の計画を一体的に作らないといけないという、非常にタイトな日程の中でスタートしているということがありますので、そうしますと範囲を広げるなんていうのは今期は難しいということですね。大事なご指摘をいただいておりますので、今後次のところで、出来るだけサービスを使う可能性のある人たち、いわゆる予備的の位置づけの方が、どうゆう状況におかれているかということを知ることが重要なと思います。そうしましたら時間がない中ですが、皆様方もう一度お願いとなりますが、資料の5と6のアンケート調査の内容について、修正すべきところがあれば、事務局いつ位まで。日程をお示しいただけると。

事務局鈴木：すみません、今週中位を、(9月)1日までにいただけると。

青木会長：はい、この調査が遅れるということは、結果的に出てきた回答を分析、集計したりし、また皆さまと審議する時間もまた必要となりますので、事務局で描いているアンケートの日程については、予定通りということでき大きく変更することなくということにしたいと思いますので、大変恐縮ですが、今週中にもう一度お目通しいただいて、なじまない部分修正すべきところがありましたら事務局の方に申しつけいただければと思います。ぜひお力をお貸しいただければと思います。はい、ありがとうございました。以上で、8の議事のところすべて終了させていただければと思います。

9. その他

青木会長：日程9その他にうつります。事務局からその他について用意がありましたらご説明をお願いします。

事務局鈴木：今後の会議の日程についてお伝えしたいと思います。

次回は11月中旬を予定しておりますが、出来るだけ多くの委員の皆さまにご出席いただくため、早めに日程を確保し、皆さまにお伝えいたします。

会議のご出席につきまして、皆さまのご協力をお願いいたします。

青木会長：最後になりますが、皆様方の方から何かこの場で最後発言をしておきたいということがありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。今日は前段ですね、市長から諮問をいただくセレモニーがありましたので、時間が限られる中でしたが、私こういった審議会の委員をさせていただいておりますが、お一人から最低でも一言ずつ何かいただいて、委員会を行いたいと思っておりますが、今日は時間がございませんので、議事の方を閉めさせていただきたいと思っております。皆様ご審議いただきましてありがとうございました。以降の進行につきましては、事務局にお戻しをしたいと思います。

10. 閉会

事務局石田：青木会長、ありがとうございました。

それでは、最後に閉会の挨拶を佐野副会長からお願いいたします。

佐野副会長：みなさん大変慎重ないろいろな意見交換等をですねいただきま

して、ありがとうございました。私は、テレビを見るのが好きで、ドラマとか映画とかを好きで見ているんですけども、近年ですが、意外と障がいを持った人たちやLGBTの関連だとかそういうものがドラマなんかに出てくるような時代になってきて、見ているだけでそういうこともあるんだなって思いが出てくるのがよくあります。先日の24時間テレビでも、あの中でもまた障がいを持った人のドラマがありましたけど、やっぱりいろんな人たちに、こういう人がいるんだよって知らせていくと、それが啓発になって理解が進むんだろって思っています。ずいぶん以前だったらやっぱり、それが偏見だとか、大谷委員が言われたように、障がいの受容というのが家族の中でも大変難しい部分があったり、社会の方では今でいう差別のようなことがあったと思うんです、そういうものを少しでも少なくしていろんな人の生活が豊かになるよってということでこの会が設置されて、村上市の行政的な政策が進んでいけばということで話し合われているので、今日は課題のような部分も残っているような気はしますが、ぜひ、手帳がある人だけじゃなく、無い人にも広がっていけるようにすることも、まずはここで求められているようなことを実際に取り組んでいって、その裾野を広げていくしかないのかなという感想をもったんですが、今日本当にたくさんの方が、いろんな思いやお話をしていただいたので、きっとこの計画もいいものになっていくだろうという感情を持ちました。ぜひこれからも皆様と一緒に少しでもいい計画になるように考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。今日は本当にご苦勞様でした。

事務局石田：ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回村上市障がい者計画等審議会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございました。

以上